

議案第178号

さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例及びさいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例及びさいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年11月27日提出

さいたま市長 清水勇人

さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例及びさいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市地域包括支援センターの職員に係る基準及び職員の員数等に関する条例（平成26年さいたま市条例第82号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（人員に関する基準）</p> <p>第3条 センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（市が設置する介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会（以下「地域包括支援センター運営協議会」という。）が第1号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該センターの職員の勤務延時間数を当該センターにおいて常勤の職員が</p>	<p>（人員に関する基準）</p> <p>第3条 センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人未満の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員は、原則として次のとおりとする。</p>

勤務すべき時間数で除することにより、当該センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。以下同じ。
）は、原則として次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内の一のセンターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一のセンターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

3 センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合には、センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、おおむね2,000人まで増加するごとに、原則として、第1項に定める職員に同項各号に掲げる者のうちいずれか1人を加えるものとする。この場合において、センターは、同項各号に掲げる者間の員数の均衡を失しないよう努めなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると、地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、センターに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

(1)～(3) [略]

2 センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合には、センターの人員配置基準は、おおむね2,000人まで増加するごとに、原則として、前項に定める職員に同項各号に掲げる者のうちいずれか1人を加えるものとする。この場合において、センターは、同項各号に掲げる者間の員数の均衡を失しないよう努めなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一のセンターを設置することが必要であると、市が設置する介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会（次条において「地域包括支援センター運営協議会」という。）において認められた場合には、センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

（さいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例の一部改正）

第2条 さいたま市指定介護予防支援等の事業の人員、運営等の基準等に関する条例

（平成26年さいたま市条例第88号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（ <u>介護保険法施行規則第140条の66第1号</u> に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)～(4) [略]	(指定介護予防支援の業務の委託) 第14条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（ <u>介護保険法施行規則第140条の66第1号</u> に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 (2)～(4) [略]

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。